6　法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもののうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

第十一条第七項中「第一項、第二項、第三項本文、第五項及び前項」を「前各項」に改める。

第十二条第二項中「及び法第九十二条又は第九十三条第一項の規定に基づくもの」を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第九十二条又は第九十三条第一項の規定に基づく権限

別表第三中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第四中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に農林水産大臣又は地方農政局長が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により農林水産大臣又は地方農政局長に対してされた申請その他の行為（この政令による改正後のこれらの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

2　この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により農林水産大臣又は地方農政局長に対して届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十一号

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十二月二十日とする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十二号

道路運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「、第三号及び前二号」を「及び前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

附　則

この政令は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）の施行の日（平成二十八年十二月二十日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四条第二項及び第三項、第九条の二第三項、第十条第二項第一号から第三号まで並びに第十八条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項第二号中「という。）」の下に「及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）」を加え、同条第二項中「南極海域」の下に「又は北極海域」を加える。